

転出届をされた方へ

転出届をされた方は、新しい住所に移った日から「14日以内」に転出先の市区町村窓口で転入の手続きをおこなってください。

◎転出先での転入手続きに必要なもの

- ① 転出証明書(個人番号カードまたは住民基本台帳カードを使った転入届をされる場合は必要ありません)
- ② 本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
- ③ 通知カードまたは個人番号カード
- ④ 住民基本台帳カード(お持ちの方)
- ⑤ 国民年金手帳(加入者のみ)
- ⑥ 介護保険受給資格証明書(介護保険サービス受給者のみ)
- ⑦ 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民のみ)

◎注意事項

- ・転出を取りやめるときは、「転出証明書」と本人確認書類を持参の上、窓口で転出取消の手続きをしてください。
※ただし、転出予定日が届出日よりさかのぼっている場合は、転出先で転入手続きをした上で転出先から転出証明書を発行していただき、輪島市へ再転入の取扱いとなります。
- ・転出証明書を紛失した場合は、再発行の手続きをしてください。(郵便によるご請求も可能です)

◎その他、下記に該当する方は、担当窓口をご利用ください。

対象者	輪島市での手続き	転出先での手続き	支所出張所 手続き可否	担当課
印鑑登録をしている方	・転出予定日をもって廃鑑され、印鑑登録証明書が発行できなくなります。転出予定前日までは、転出証明書を提示された場合に限り、窓口で印鑑登録証明書を取得することができます。(印鑑登録証も必要です)	・必要な方は改めて印鑑登録の手続きをしてください。	○	
「個人番号カード」または「住民基本台帳カード」をお持ちの方	・当カードを用いて転出された方は、転出先でカードを提示してください。返納される場合は輪島市または転出先市区町村にお返しください。 ・署名用電子証明書は自動的に失効します。	・当カードを用いて輪島市を転出された場合は、転出証明書の代わりとなります。 ・継続利用をされる方は手続きが必要です。	門前○	市民課 戸籍住民係 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1131
「在留カード」または「特別永住者証明書」をお持ちの方	・手続きは必要ありません。	・転入届をするとき提出してください。裏面に新住所を記載します。	—	
国民年金に加入、受給されている方	・国外へ転出される方は窓口で手続きが必要です。 ※国内の転出は手続きはありません。	・転出先の担当課へお問い合わせください。	—	
国民健康保険に加入されている方	・転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。保険証をお返しください。	・新たに加入手続きをしてください。	○	市民課 保険年金係 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1131
「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方	・保険証をお返し下さい。 (破棄していただいてもかまいません) ・県外転出の場合は「負担区分証明書」の交付を受けてください。	・新たに加入手続きをしてください。	○	
介護保険に加入されている方	・保険証をお返しください。	・要介護認定の申請中または認定を受けている方は、左記の証明書を持参して手続きしてください。	○	福祉課 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1161
「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方	・手続きは必要ありません	・転出先の担当課で、住所変更の手続きをしてください。	—	
犬を飼っている方	・手続きは必要ありません。	・鑑札を持って手続きをしてください。	—	環境対策課 (本庁舎 新館 1階) 0768-23-1853

【裏面につづきます→→→】

転出届をされた方へ(表面からの続き)

対象者	輪島市での手続き	転出先での手続き	支所出張所 手続き可否	担当課
妊婦健康診査・乳幼児健康診査・予防接種等について	・手続きは必要ありませんが、妊婦健診無料券、予防接種券は使用できなくなります。	・転出先の担当課へお問い合わせください。(妊婦健診無料券、未実施の健診、予防接種について等)	×	子育て健康課 (ふれあい健康センター) 0768-23-1136 河井町2部287番地1 ※一部市民課でも手続き可
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受けている方	・資格喪失届を提出してください。	・通帳、保険証、所得課税証明書等を持参して手続きしてください。(必要書類等は転出先の担当課へお問い合わせください)	○	
輪島市こどもの医療費受給資格者証をお持ちの方	・転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。受給資格者証をお返してください。		○	
保育所・児童クラブ等について	・保育所については、「退所届」を提出してください。(既に提出された方は不要です) ・児童クラブについては、輪島市社会福祉協議会(0768-22-2219)にお問い合わせください。		×	
小・中学校の転校について	・学校に連絡し、「在学証明書(転校用)」「教科書給付証明書」の交付を受けてください。	・転出先の教育委員会へお問い合わせください。	×	教育総務課 (本庁舎 本館 3階) 0768-23-1171
水道を利用するとき(開栓等)	・閉栓が必要な方は、閉栓届をしてください。	・転出先の担当課へお問い合わせください。	一部 電話取次可	上下水道局 0768-22-2220 河井町21部1番地
ケーブルテレビに加入されている方	・お問い合わせください。	・転出先の担当課へお問い合わせください。	○ 本庁舎窓口は 企画課	放送課 (門前総合支所3階) 0768-42-1955 門前町走出6の69番地

令和4年5月1日現在

※この他にもご不明な点がございましたら、窓口等でお尋ねください。

【お問い合わせ先】

輪島市役所

〒928-8525 ニツ屋町2字29番地
TEL 22-2211(代表) 23-1131(市民課)

門前総合支所

〒927-2192 門前町走出6の69番地
TEL 42-1111(代表) 42-9916(地域生活課)

町野支所

〒928-0215 町野町粟蔵川原田22番地1
TEL 32-0001

南志見出張所

〒928-0246 里町32字36番地
TEL 34-1001

三井出張所

〒929-2379 三井町長沢2字12番地
TEL 26-1211

西保出張所

〒928-0054 大沢町ホサソ201番地
TEL 36-2001